

## 議会運営委員会県外視察研修報告書

議会運営委員会では、平成 29 年 10 月 30 日～11 月 1 日の 3 日間、三重県の鳥羽市、亀山市、四日市市を訪問し議会運営について視察をしてまいりました。

参加者は、鈴木恒充副委員長、渋井康男委員、石岡祐二委員、若見孝信委員、永井孝叔委員及び小菅哲男議長、石原孝明副議長並びに事務局職員 2 名、そして私、矢澤功であります。出発前の 2 週にわたり台風が視察先付近を通過し、同市内において少なからず被害に見舞われていたため、訪問が危ぶまれましたが予定通りに研修を行うことができました。

今回の視察先は、議会改革度調査 2016 ランキング結果において、全国第 3 位の四日市市議会、第 8 位の鳥羽市議会、第 41 位の亀山市議会と、情報公開、住民参加機能強化への取り組みにおいて、高い評価を得ている 3 市議会を選定いたしました。

基本的な視察事項としては、それぞれ以下について研修してまいりました。

### 1. 議会運営について

- ①反問権付与の状況について
- ②議員間の自由討議について
- ③一般質問について

### 2. 議会活性化への取り組みについて

- ①より開かれた議会とするための取り組みについて
- ②議会報告会の実施状況について

### 3. その他

議会改革における特色ある取り組み事例について

## 【三重県鳥羽市】

10 月 30 日は三重県鳥羽市を訪問いたしました。

鳥羽市は、三重県志摩半島の北東部に位置する市であり、人口 19,275 人、面積 107.34k m<sup>2</sup>で、真珠養殖発祥の地であり水産物と海女で名高い海洋観光都市であります。

議会運営での取り組みでは、執行部へ反問権を付与しており、平成 25 年の定例会において、市長から「農水産物直売所の開設について」、教育長から「農業の活性化について」の反問権行使の事例があったとのことでありました。議員間の自由討議については、議会基本条例に基づき採決前に議員間で討議を行うよう規定されているが、実績はないとのことであります。一般質問については、通告期限が議会運営委員会の前日正午まで、質問方式は一問一答方式で制限時間は 60 分、制限している役職はなく、質問は通告順で行われているようであります。

議会活性化への取り組みについては、人事案件を除き本会議他すべての会議を原則公開し、ほぼすべてをインターネットで放送されております。また、議員全員がタブ

レット端末（I P A D）を政務活動費で契約し使用しています。議会報告会を平成 21 年に市内 18 ヲ所から開催しているが、離島やリアス式海岸で集落が点在するという地理的要因と住民の要望から、平成 23 年には 37 ヲ所で開催することになり、日本で 1 番開催回数が多い市議会として紹介されたこともあるとのことでした。近年は開催箇所数、参加人数とも減少傾向になり、平成 27 年に 1 年間休止してあり方を議論して、翌年に協議の場として広報広聴委員会を設置し、現在は依頼があった団体へ議員を派遣しグループディスカッション方式で実施する、「T O B A ミライトーク」を開催しています。

その他議会改革の取り組みについては、鳥羽市議会災害時行動計画を策定し、I パッドによる災害報告を行っている他、議会改革特別委員会が中心となり情報公開の徹底、タブレットをはじめ I C T 化の推進、通年議会の導入など全国市議会議長会などでも取り上げられるような様々な先駆的な取り組みを行ってまいりました。



### 【三重県亀山市】

10 月 31 日は三重県亀山市を訪問いたしました。

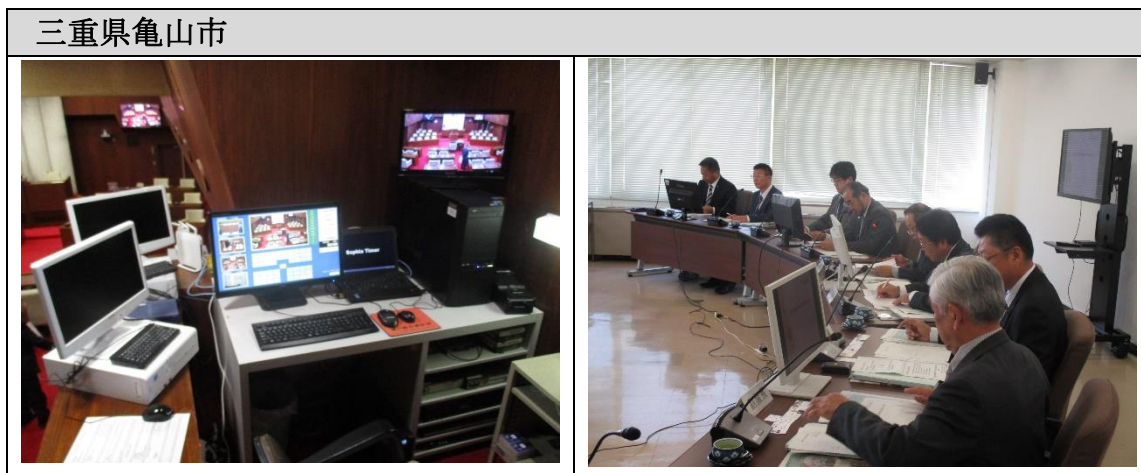
亀山市は、三重県の中北部に位置する市であり、人口 49,795 人、面積 191.04k m<sup>2</sup> で、交通インフラに恵まれ、伝統と最先端のものづくり企業が立地する内陸産業都市であります。

議会運営での取り組みでは、執行部へ反問権を付与しており、取り扱いとして反問要する時間は、質疑・質問時間に含めず、反問できる者の範囲は部長級までとし、回数制限は設けていないようであります。これまでに市長ほか 7 回の行使があったとの説明でした。議員間の自由討議については、議会基本条例に基づき委員会議案審査において、委員長又は委員の課題提起の後に、委員間の自由討議が今までに 16 回行われているとのことであります。一般質問については、質問方式は一問一答方式で制限時間は 45 分、制限している役職はないとのことであります。

議会活性化への取り組みについては、政務活動費を活用してタブレット端末（サーフェイス）を導入し情報の I C T 化を図っています。また議会のあり方等検討特別委員会において「直接、市民と議会が話し合う場づくり」として、議会報告会の扱いを

議論した結果、2ステップ論としてすぐに議会報告会を開催するのではなく、委員会機能を強化して各常任委員会における「所管事務調査」活動としてテーマを掲げ、市民との協議を行い、市長に政策提言を行うこととしているとのことでもあります。また、開かれた議会として本会議と全ての委員会をライブ、録画でインターネット配信し、加えて本会議についてはケーブルテレビでも放映をされています。さらに、平成23年からは定例会の内容を報告する議会報告番組「こんにちは！市議会です」を広報広聴委員会の製作監修のもと、ケーブルテレビの行政情報番組を活用して放映しています。現在はインターネット配信も開始し、スマートフォンやタブレット端末でも視聴できるようにしています。

その他議会改革の取り組みについては、平成23年に「議会改革推進会議」及びその補助機関として「議会改革推進会議検討部会」を設置して、議会基本条例の条文ごとに抽出した検討課題を、優先区分に沿った「検討課題カルテ」により毎月協議しており、年1回10月には「議会改革白書」を作成しているとのことでもありました。



### 【三重県四日市市】

11月1日は三重県四日市市を訪問いたしました。

四日市市は、三重県の東北部に位置する市であり、人口311,672人、面積206.44k㎡で、三重県下最大の都市として、臨海部にコンビナートが形成される国際港湾都市であります。

議会運営での取り組みでは、執行部へ反問権を付与しており、質問趣旨の確認にとどまらず、議員の考え方や対案の提示を求めることも含まれています。これまでにほとんど行使されたことはないとのことでもあります。議員間の自由討議については、議会基本条例に基づき議員間での討議を活性化し、集約された意見から政策立案や政策提言を行うよう務めているとのことでもあります。一般質問については、質問方式は一問一答方式もしくは一括質問一括答弁方式の選択制を取り、制限時間は30分を基本として、所属議員数に応じ各会派に時間配分しています。なお、1人当たり答弁を含め1時間を越えないものとし、制限している役職はなく、質問は抽選により各派単位に決定しているそうでもあります。

議会活性化への取り組みについては、市行政を取り巻く様々な課題について、執行部を交えず、議員だけで自主的に意見交換、情報交換の行う場として「市政活性化推進等議員懇談会」を設置、また同会の発展的組織として、全議員が一堂に会して意見交換を行い、市政に関する様々な課題に対して共通認識の醸成をはかり、政策立案機能の向上を図るため「議員政策研究会」を設置しています。

また、5月から4月までの1年を通して議会を開会する通年議会を導入することで、議長により速やかに本議会を開くことができ、災害などの突発的な事件や緊急の行政課題に対応することができることとなります。さらに、所管事務調査など常任委員会や特別委員会の活動が活発化し、より慎重な議案審議や専門的な調査を行うことが可能となったとのことであります。また議会基本条例に基づき、議員は議会期間中を除き、文書により執行部に対して質問を行うことができると規定しており、質問内容は、一般質問として行う内容に相当する程度とし、執行部は速やかに回答するものとしています。実績としては、平成26年度に8件、平成27年度に15件、平成28年度に5件あったとのことであります。

また議会の透明化として、代表・一般質問を三重テレビ、FM等で生放送し、委員会についてもインターネット中継を行っています。また、定例月議会終了後には、審議内容についての議長による定例記者会見を行っています。さらに本会議場に、傍聴者にも分りやすく伝えることができる大型スクリーンの設置、ペーパーレス化を進めるためにタブレット端末の導入、フェイスブックの開設を行っています。

議会報告会については、定例月議会ごとに議会が直接地域に出かけ、第1部で議案審議の経過と結果などを報告する議会報告会、第2部で市民との意見交換の場としてシティ・ミーティングという2部構成で実施しているとのことであります。

その他議会改革の取り組みについては、議会への市民参加の取り組みとして、市民の中から市議会モニターとして40名程度を選考し、本会議、常任委員会等を可能な限り傍聴またはテレビ・インターネット中継により視聴してもらい、意見や提言をいただく「市議会モニター」制度を、平成16年度から導入しています。

四日市市議会では、このような議会活性化の取り組みが評価され、地方議会の部門で第1回マニフェスト大賞審査委員会特別賞、第9回マニフェスト大賞優秀成果賞を受賞しております。



以上ご報告いたします。